

Coca-Cola East Japan

2015年度 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2016年3月29日(火曜日)午前10時
(受付開始午前9時)

開催場所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル2階「鳳凰」の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	資本準備金の額の減少の件
第3号議案	定款一部変更の件
第4号議案	取締役10名選任の件
第5号議案	取締役の報酬等の額及び 内容改定の件

目次

2015年度定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	30
計算書類	34
監査報告	38

コカ・コーラ・イーストジャパン株式会社

証券コード：2580

[証券コード 2580]
2016年3月8日

株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目1番20号
コカ・コーライーストジャパン株式会社
代表取締役社長 カリン・ドラガン

2015年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社2015年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2016年3月28日(月曜日)午後5時45分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年3月29日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル2階「鳳凰」の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 2015年度(2015年1月1日から2015年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 2015年度(2015年1月1日から2015年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役10名選任の件
 - 第5号議案 取締役の報酬等の額及び内容改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ お土産をご用意しておりますが、議決権行使書の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し、1個とさせていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して株主のみなさまに提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ccej.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
なお、本招集ご通知に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ccej.co.jp/>)に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会終了後の懇談会は予定していません。予めご了承のほどお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、将来にわたる持続的な発展及び利益成長を確保するため、事業への投資を継続するとともに、健全かつ安定した配当支払いを行うという方針のもと、業績の状況等を総合的に勘案し、1株につき16円といたしたいと存じます。これにより中間配当16円を加えた年間の配当金は、1株につき32円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額 2,029,191,840円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2016年3月30日

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額減少の目的

今後の資本政策上の機動性及び弾力性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額減少の内容

- (1) 減少する資本準備金の額
資本準備金195,853,409,844円のうち、57,600,000,000円を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。
- (2) 資本準備金の額の減少がその効力を生じる日
2016年5月2日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が2015年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されました。

これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第27条（取締役の責任免除）第2項及び第35条（監査役~~の責任免除~~）第2項の規定の一部を変更するものであります。なお、第27条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>（取締役の責任免除） 第27条 （条文省略） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p> <p>第28条～第34条 （条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除） 第35条 （条文省略） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除） 第27条 （現行どおり） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p> <p>第28条～第34条 （現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除） 第35条 （現行どおり） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>

第4号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は、任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> カリン・ドラガン (1966年10月24日生)	1993年6月 コカ・コーラ レバンティス入社 2000年1月 コカ・コーラ ヘレニック ボトリング カンパニー S.A.入社 2005年1月 同社ルーマニア・モルドバ共和国担当 ジェネラルマネージャー兼 アドミニストレーター 2011年7月 コカ・コーラウエスト株式会社 専務執行役員 2012年3月 同社代表取締役副社長 パリュチェーン担当兼ビジネスモデル変 革統括本部長 2013年7月 当社代表取締役社長（現任） 2015年1月 コカ・コーライーストジャパンプログクツ株式会社 代表取締役社 長（現任） 2015年4月 F V イーストジャパン株式会社 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） コカ・コーライーストジャパンプログクツ株式会社 代表取締役社長 F V イーストジャパン株式会社 代表取締役社長	-
取締役候補者とした理由 1993年以来、コカ・コーラボトラービジネスに従事し、2011年以降はその経験、知見を生かして日本のコカ・コーラボトラーでの業務経験を経て、2013年7月当社発足以来、代表取締役として、ビジネス改革をスピード感をもって推進しております。今後もその経験や知見を当社取締役会において生かすことで、取締役会の意思決定の機能強化および監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<div style="text-align: center;">再任</div> 川本成彦 <small>かわ もと なる ひこ</small> (1954年10月4日生)	1978年4月 三菱商事株式会社入社 1998年4月 仏国三菱商事会社 副社長兼機械部長 2001年12月 三菱商事株式会社 本店 交通システムユニット次長 2009年4月 同社経済協力ユニットマネージャー 2012年9月 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社執行役員 管理本部副本部長 2013年7月 当社取締役 執行役員 財務本部コーポレートアドミニストレーション部長 2016年1月 当社取締役 執行役員 法務本部コーポレート統括部長 (現任)	-
	取締役候補者とした理由 三菱商事株式会社における豊富な経験と知識を生かし、当社管理部門の責任者として経営に携わり、今後もその経験や知見を当社取締役会において生かすことで、当社のコーポレートガバナンスの強化、取締役会の意思決定の機能強化および監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	<div style="text-align: center;">再任</div> 尾関春子 <small>お ぜき はる こ</small> (1963年3月5日生)	1985年4月 日本光学工業株式会社 (現 株式会社ニコン) 入社 1997年8月 日本コカ・コーラ株式会社 リーガル・カウンセラー 2003年8月 アマゾン・ジャパン株式会社 リーガル・ディレクター 2008年1月 ブリストル・マイヤーズ株式会社 執行役員法務部門長 2011年12月 シーメンス・ジャパン株式会社 常務執行役員 ジェネラルカウンセラー 2013年9月 当社常務執行役員 法務本部長 2015年3月 当社取締役 常務執行役員 法務本部長 (現任)	-
	取締役候補者とした理由 他企業における法務部門での豊富な経験と知識を生かし、当社の法務部門の責任者として経営に携わり、今後もその経験や知見を当社取締役会において生かすことで、取締役会の意思決定の機能強化および監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>イリアル・フィナン (1957年6月14日生)</p>	<p>1984年 コカ・コーラ ボトラーズ アイルランド ファイナンスディレクター</p> <p>1991年 コカ・コーラ ボトラーズ アルスター マネージングディレクター</p> <p>1995年 モリノ ビバレッジズ マネージングディレクター</p> <p>2001年3月 コカ・コーラ ヘレニック ボトリング カンパニー S.A. CEO</p> <p>2004年8月 ザ コカ・コーラ カンパニー 上級副社長 (ボトリング投資グループ社長) (現任)</p> <p>2012年3月 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社 取締役</p> <p>2013年7月 当社取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>ザ コカ・コーラ カンパニー上級副社長 (ボトリング投資グループ社長)</p>	-
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>ザ コカ・コーラ カンパニーの経営ならびに全世界のコカ・コーラボトラーを統括するボトリング投資グループの代表として長年コカ・コーラビジネスに携わってきております。企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的視点、知見をもとに、当社経営への適切な助言、監督を行っており、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社に於ける在任期間と通算して4年となります。</p>			
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>ダニエル・セイヤー (1956年7月13日生)</p>	<p>1983年 ザ コカ・コーラ カンパニー入社</p> <p>1991年 同社コカ・コーラUSA コカ・コーラTMマーケティングディレクター</p> <p>1994年 同社リパープレートディビジョン バイスプレジデント・ディビジョンマーケティングマネジャー</p> <p>2003年 同社ラテンセンターディビジョン ディビジョンプレジデント</p> <p>2006年8月 日本コカ・コーラ株式会社 代表取締役社長</p> <p>2013年1月 ザ コカ・コーラ カンパニー 北西ヨーロッパ・ノルディック地域プレジデント</p> <p>2013年7月 当社取締役 (現任)</p> <p>2015年1月 ザ コカ・コーラ カンパニー 西ヨーロッパビジネスユニットプレジデント (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>ザ コカ・コーラ カンパニー 西ヨーロッパビジネスユニットプレジデント</p>	-
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>ザ コカ・コーラ カンパニーの経営に携わり、また、日本コカ・コーラ株式会社の代表取締役社長として経営にも携わり、その経験や知見を生かして当社の経営への実践的な助言を行っており、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年9か月となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いな がき はる ひこ 稲 垣 晴 彦 (1954年4月13日生)</p>	<p>1979年4月 日本コカ・コーラ株式会社入社 1986年5月 北陸コカ・コーラボトリング株式会社入社 1993年3月 同社常務取締役 2000年12月 同社代表取締役社長（現任） 2012年3月 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社 取締役 2013年7月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長</p>	—
<p>社外取締役候補者とした理由 北陸コカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長として長年経営に携わり、その経験や知見を通して当社の経営への効果的な助言を行っており、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社における在任期間と通算して4年となります。</p>			
7	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たか なし けい じ 高 梨 圭 二 (1946年3月2日生)</p>	<p>1969年4月 東京コカ・コーラボトリング株式会社入社 1983年1月 同社経営企画室長 1983年2月 同社取締役 経営企画室長 1985年2月 同社常務取締役 1990年7月 同社代表取締役専務 1991年12月 同社代表取締役社長 2007年11月 同社代表取締役会長 CEO 2013年7月 同社相談役 2013年7月 当社取締役（現任）</p>	87,175株
<p>取締役候補者とした理由 長年にわたり、東京コカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役として経営に携わり、その経験や知見を生かして当社の経営に対する助言・監督を実践的な視点から行っており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">吉岡 浩 よしおか ひろし (1952年10月26日生)</p>	<p>1975年4月 日本無線株式会社入社</p> <p>1979年1月 ソニー株式会社入社</p> <p>2001年10月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長</p> <p>2003年4月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズAB CVP</p> <p>2005年11月 ソニー株式会社 業務執行役員 SVP</p> <p>2008年4月 同社業務執行役員 EVP</p> <p>2009年4月 同社執行役副社長 (2012年12月退任)</p> <p>2013年7月 当社取締役 (現任)</p>	-
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>ソニー株式会社において培われたその経験や知見を生かし、当社の経営に対して実践的・客観的な視点から助言・監督を行っており、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年9か月となります。</p>			
9	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">ジャワハル・ソライ クップスワミー (1964年5月1日生)</p>	<p>1997年10月 コカ・コーラ インド&ヒンドゥスタン コカ・コーラバレッジ株式会社入社 地域マネージャー</p> <p>2000年1月 同社 ファイナンスリージョンマネージャー/ファイナンスゼネラルマネージャー</p> <p>2005年10月 ザ コカ・コーラ カンパニー (アトランタ本社) 勤務</p> <p>2006年6月 コカ・コーラ インド&ヒンドゥスタン コカ・コーラバレッジ株式会社 Director (Financial Planning & Analysis)</p> <p>2008年7月 同社 Vice President (調達)</p> <p>2013年7月 同社 CFO & エグゼクティブディレクター (現任)</p> <p>2016年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 財務本部長 (予定)</p>	-
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>海外のコカ・コーラボトラーにおいて、財務関連業務に長年携わり、財務および会計に関する知見を有し、2006年以来財務部門の最高責任者を務めており、その経験や知見を当社経営に実践的な視点から生かすことができるため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新</div> コステル・マンドレア (1974年7月21日生)	1998年10月 コカ・コーラ・モリノ (ティミショアラ) トレード・マネジャー、ルーマニアおよびモルドバ担当 2000年5月 コカ・コーラHBCルーマニア (ブカレスト) マーケティング担当マネジャー、東ゾーン担当 2005年5月 同社オペレーション・マネジャー 2006年9月 コカ・コーラ・ヘレニック、セントラル・オフィス (アテネ) コマーシャル部門担当ディレクター 2010年1月 コカ・コーラHBC ユーラシア (モスクワ) キーアカウントディレクター 2013年1月 コカ・コーラ・ヘレニック本社、RTM担当ディレクター 2015年1月 当社常務執行役員 マーケティング&コマーシャルリーダーシップ統括部長 2015年7月 当社副社長執行役員 営業本部長 (現任)	-
取締役候補者とした理由 海外数か国のコカ・コーラボトラーにおいて、営業責任者として業務に携わっており、その経験と知見を生かして当社の更なる発展に向けた助言・実践を行うことができることから、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 取締役候補者 イリアル・フィナン氏は、ザ コカ・コーラ カンパニーの上級副社長であり、同社と当社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結するとともに、資本業務提携契約を締結しております。
2. 取締役候補者 ダニエル・セイヤー氏は、ザ コカ・コーラ カンパニー西ヨーロッパビジネスユニットプレジデントであり、同社と当社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結するとともに、資本業務提携契約を締結しております。
3. 取締役候補者 稲垣晴彦氏は、北陸コカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社との間に商品購入等の取引関係があります。
4. それ以外の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 取締役候補者 イリアル・フィナン、ダニエル・セイヤー、稲垣晴彦および吉岡 浩の各氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、社外取締役候補者 稲垣晴彦および吉岡 浩の両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 取締役候補者 イリアル・フィナン氏は、当社の特定関係事業者であるザ コカ・コーラ カンパニーの上級副社長であります。
8. 取締役候補者 ダニエル・セイヤー氏は、当社の特定関係事業者であるザ コカ・コーラ カンパニーの西ヨーロッパビジネスユニットプレジデントであります。
9. 当社は、社外取締役 イリアル・フィナン、ダニエル・セイヤー、稲垣晴彦および吉岡 浩の各氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、高梨圭二氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

(ご参考) 社外取締役選任基準

社外取締役の機能の明確化・強化を図るため、取締役会において「社外取締役選任基準」を次のとおり制定しております。

1. 社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく、実践的な視点を持つ者、及び社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図る。
2. 社外取締役選任の目的に適うよう、その独立性確保^(注)も留意し、取締役会の実効性を高める。
3. 企業経営者を社外取締役とする場合、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される者を選任する。

(注) 社外役員選任基準に関する独立性の考え方

東京証券取引所が規定する独立性要件に加え、以下の(1)～(5)の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

- (1) 当社の大株主（10%を超える）またはその業務執行者ではない
- (2) 当社の主要な借入先の業務執行者ではない（連結総資産の2%以上）
- (3) 当社の主要な取引先の業務執行者ではない（連結売上高の2%以上）
- (4) 当社からの役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている専門的サービスを提供するものではない
- (5) 当社の会計監査人の代表社員、社員ではない

第5号議案 取締役の報酬等の額及び内容改定の件

当社の取締役に対する報酬等の額は、2014年3月28日開催の2013年度定時株主総会において年額6.5億円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）としてご承認いただき、この報酬枠の範囲内で、業務執行取締役に該当する社内取締役（以下「業務執行社内取締役」という）については、基本報酬、年次賞与、株式報酬型ストックオプションおよび積立型退任時報酬を支給し、社外取締役および業務執行取締役に該当しない社内取締役（以下、両者をあわせて「非業務執行取締役」という）については、基本報酬のみを支給しております。

基本報酬は、月例報酬として、毎月固定額を支給するものです。

年次賞与は、各事業年度の業績達成に向けたインセンティブとして、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度に応じて支給しており、業績目標達成率が100%の場合の標準支給額に対し0～150%の範囲で変動する仕組みとしています。

株式報酬型ストックオプションは、中長期的な企業価値の創造に向けたインセンティブとして付与するとともに、株主の皆様と取締役の継続的な利害の一致を実現させるため、毎年付与を行うとともに、付与後3年間は権利行使ができない仕組みとしています。

積立型退任時報酬は、各取締役の1年間の職務執行に対する報酬として、一定額を積み立て、退任後にその合計額を支給するものです。

上記の要素で構成される報酬の水準は、国内外の優秀な人材を確保し、業績達成に向けて十分なインセンティブとなる水準に設定しています。また、その妥当性については、第三者による経営者報酬に関する調査に基づき、非常勤取締役で構成されるガバナンス委員会において検証しております。

この度、業務執行社内取締役の報酬については、業績との連動性を一層高めるとともに、株主の皆様との利害の一致を更に促進することを目的として、報酬全体に占める年次賞与および株式報酬型ストックオプションの割合を引き上げることといたしたく存じます。各報酬構成要素の基本報酬に対する比率（年次賞与と株式報酬型ストックオプションは業績目標達成率が100%の場合の標準支給額）は次の通りとなります。

基本報酬：年次賞与：株式報酬型ストックオプション：積立型退任時報酬				
現行	1	： 0.3～0.5	： 0.3～0.5	： 0.08～0.1
今後	1	： 0.35～0.75	： 0.4～1	： 0.08～0.1

加えて、株式報酬型ストックオプションについては、当社の中期的な収益性を伴う事業の質的成長に向けたインセンティブとしての機能を付加するべく、3か年の業績指標の目標値に対する達成度に応じて、権利行使可能数が、業績目標達成率が100%の場合の標準権利行使可能数に対し0～150%の範囲で変動する仕組みに移行したく存じます。この仕組みを実現するため、割当て時において、各業務執行社内取締役には、標準権利行使可能数の1.5倍の個数の株式報酬型ストックオプションの割当てを行います。

上記の仕組みを含む当社の株式報酬型ストックオプションの具体的な内容は下記の通りですが、業績向上に対するインセンティブを高め、さらなる企業価値向上を図ることを目的とする報酬であり、当社における業務執行社内取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、当社では、株主の皆様との利害の一致を図るため、株式保有ガイドラインを制定し、取締役および

常務執行役員以上の執行役員に対して当社の株式を一定数以上保有することを推奨しておりますが、非業務執行取締役についてはその職務内容に鑑み、株式報酬型ストックオプションを付与することが必ずしも適切でないと考えられるうえ、日本に居住しない非業務執行取締役が当社株式を取得し、その保有を継続することについては、実務上の制約がございます。そこで、当社では従来非業務執行取締役に対しては固定金銭報酬である基本報酬のみを支給していたところ、株主の皆様との利害の一致を図ることを目的として、今後は、基本報酬の支給とあわせて、株価連動報酬受領権を付与できることといたしたく存じます。株価連動報酬受領権は、下記の内容の当社仮想株式1株を1ユニットとして付与したうえで、非業務執行取締役からの退任時に金銭換算して、当該金銭を支給するものです。

上記の報酬体系への移行を行うため、取締役の報酬等の額を、業務執行社内取締役に支給する基本報酬、年次賞与、株式報酬型ストックオプションおよび積立型退任時報酬、ならびに非業務執行取締役に支給する基本報酬および株価連動報酬受領権を対象とするものとし、上記当社の報酬制度の変更、これまでの支給実績および取締役の員数等を勘案のうえ、年額7.5億円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。ただし、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）であり、第4号議案のご承認が得られますと、取締役は10名（うち社外取締役4名）となります。

なお、支給時期、配分等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社の業務執行社内取締役に對して今後付与する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容、および当社の非業務執行取締役に對して今後付与する株価連動報酬受領権の具体的な内容は下記の通りといたしたいと存じます。

記

【業務執行社内取締役に對して今後付与する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容】

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（非業務執行取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数2,100個を、各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

各新株予約権1個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から20年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として割当日の翌日から3年を経過する日以降、新株予約権を行使できるものとする。割り当てられた新株予約権は、予め設定した業績目標の達成度に応じて、権利行使可能となる新株予約権の数が変動する。具体的には、3か年の業績指標の目標値に対する達成度に応じて、権利行使可能数が、業績目標達成率が100%の場合の標準権利行使可能数に対し0~150%の範囲で変動する。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

（ご参考）

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく業務執行社内取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

また、当社は、本総会終結の時以降、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の常務執行役員以上の執行役員に対して発行する予定であります。かかる新株予約権について、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる個数は総数1,900個を上限とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式の数は総数19万株を上限といたします。業務執行社内取締役および常務執行役員以上の執行役員が1年間に交付を受けることができる当社普通株式の合計数は最大40万株であり、これは当社の発行済株式総数の0.31%に相当します。

【非業務執行取締役に対して今後付与する株価連動報酬受領権の具体的な内容】

付与ユニット数の決定方法

各非業務執行取締役について、基本報酬と株価連動報酬受領権の付与ユニット数を定める基礎となる金額として取締役会において決定する金額（以下「報酬基礎額」という）の3割相当額を、株価連動報酬受領権の付与日の前月の普通取引日における当社普通株式1株当たりの市場終値の平均値（1円未満の端数は切り捨てる。以下「付与時平均株価」という）で除した数を上限として定められる数を付与する。なお、報酬基礎額から、付与ユニット数に付与時平均株価を乗じて得られる金額を差し引いた金額を、当該非業務執行取締役の基本報酬とする。

権利の内容

退任日の前月の普通取引日における当社普通株式1株当たりの市場終値の平均値に、付与ユニット数を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる）を当該非業務執行取締役の退任後に金銭で受領する権利（なお、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与ユニット数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与ユニット数を調整することができる。）

（ご参考）

株価連動報酬受領権は株式ではなく金銭を支給するプランであり、当社普通株式の交付は行われなため、発行済株式総数の増加による希薄化は発生いたしません。

以 上

事業報告

(2015年1月1日から
2015年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2013年7月1日に関東・東海地区コカ・コーラボトラー4社の統合により誕生し、2015年4月1日には仙台コカ・コーラボトリング株式会社(以下、「仙台社」といいます。)を事業統合した当社は、「成長に向けたOne+ロードマップ」の戦略に基づき、人材、事業構造やプロセス等の様々な事業変革を進めてまいりました。

当期における主な取り組み内容は次のとおりです。

- ・仙台社の事業統合(2015年4月1日付)
- ・当社および他社製品を取り扱う自動販売機オペレーションを行う子会社8社の統合(2015年4月1日付)
- ・統合後の更なる業務変革の基盤となるERPシステム「CokeOne+」のフェーズ1が稼働開始(2015年4月)
- ・製造設備2ライン(海老名工場、茨城工場)の更新を完了、稼働開始
- ・RTM(Route-to-market)による営業活動効率向上プログラムを当初予定どおり、仙台社以外の全営業拠点に展開完了
- ・業務変革の基盤となるERPシステム「CokeOne+」がバックオフィス領域において予定どおり稼働開始
- ・新規製造設備1ライン(岩槻工場)、ボトル缶製造ライン(東海工場)が稼働開始
- ・ERPシステム「CokeOne+」の立ち上げに伴う影響は収束
- ・仙台社の人材、プロセス、システム等の統合
- ・仙台社およびその子会社を当社グループに統合(2016年1月1日付)

販売活動につきましては、競合各社とも新商品の投入や積極的な販売活動を展開し、市場における競争は激しさを増しております。

当社の販売状況は、消費者の購買業態の変化の継続、最盛期の第3四半期の天候不順等が主に自動販売機チャンネルでの販売に影響を及ぼしたことや、継続的な価格競争の影響を受けたものの、仙台社の事業統合を行い、また、新製品が好調に推移したことや新規カスタマーの獲得により、販売数量は全てのチャンネルにわたり前期より増加いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、主に仙台社の事業統合等により、売上高は5,631億62百万円(前期比7.6%増)、営業利益は、主に前年第1四半期に実施した会計方針の変更および会計上の見積りの変更の影響がなくなったことや仙台社の統合等により、107億91百万円(前期比15.3%増)、経常利益は、104億11百万円(前期比8.4%増)、当期純利益は、営業利益の増加に加え、法人税等の実効税率の低下等により、53億54百万円(前期比55.9%増)となりました。

次期につきましても、日本コカ・コーラ株式会社とのパートナーシップのもと、プレミアム感ある新製品の導入や販促活動を積極的に展開してまいります。

本年、「コカ・コーラ」では7年ぶりとなる全世界共通のキャンペーンを展開しております。このキャンペーンは全ての「コカ・コーラ」製品が持ち合わせる、さわやかで気分を高揚させるおいしさが、特別なひとときを提供することを「Taste the feeling」というタグラインで表現しております。日本では「味わおう。はじけるおいしさを。」というコピーを添え、1月20日から開始し、テレビ、デジタル広告、商品サンプリング等、統合したマーケティング戦略を積極的に展開しており、コーヒーは新製品「ジョージア ディープインパクト」を1月に販売開始し、前年からの好調に弾みをつけております。また、8月に開催されるリオデジャネイロ・オリンピックに合わせた販促活動も展開してまいります。

さらに、収益性改善に向け、各チャネルの特性に合わせた取り組みを全販売チャネルで徹底していくことで販売数量と売上高の拡大を目指します。また、重要な自販機チャネルでは、不採算機の移動や撤去、収益性の高いインドア（屋内設置）ロケーションの開拓、専用商品の投入、コンシューマー向けのロイヤルティプログラムの展開等により引き続き収益の安定化に注力してまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額はリースを含めて372億5百万円となりました。その主な内容は、自動販売機の増設・更新ならびに製造設備の新設・更新等となっております。

なお、これらに伴う資金は、自己資金および銀行借入ならびに社債発行にて充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

2015年12月14日に第2回無担保普通社債160億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

国内の清涼飲料業界は、競合他社との価格競争や、消費税引き上げ後の購買業態の変化、プライベートブランド商品、コンビニコーヒーの成長など、依然として厳しい状況が続いております。本年は、当社の中期経営計画であるOne+ロードマップの実行段階に入り、変革を継続しながらも、この取り組みが安定したものとなるよう、市場での実行力を高めるため、販売チャネル、エリア、時期、飲料カテゴリーごとに力を注ぎ更なる成長を目指してまいります。

また、日本コカ・コーラ株式会社とのパートナーシップのもと、コカ・コーラ新キャンペーンをはじめとした販促活動や新製品導入を積極的に実施するとともに、合併による更なるシナジー効果を追求し、成長のスピードを加速させ、世界に通用する日本のコカ・コーラボトラーとなることを目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度 (当期)
売上高	193,794	372,792	523,299	563,162
経常利益	3,713	7,732	9,606	10,411
当期純利益	1,630	11,582	3,434	5,354
1株当たり当期純利益	36 ^円 95 ^銭	139 ^円 69 ^銭	28 ^円 37 ^銭	42 ^円 70 ^銭
総資産	112,785	314,490	342,672	371,771
純資産	87,461	216,191	213,754	230,945

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は2013年7月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、三国コカ・コーラボトリング株式会社、東京コカ・コーラボトリング株式会社および利根コカ・コーラボトリング株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。
3. 当社は2013年度の第3四半期に経営統合を行いました。このため、2013年度の業績の第1、第2四半期は、経営統合前のコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社、第3、第4四半期は当社の業績となっております。
4. 当社は2015年4月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、仙台コカ・コーラボトリング株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
コカ・コーライーストジャパンプログツ株式会社	100	100	飲料の製造、配送および販売 機器の保守、整備
F V イースト ジャパン 株式会社	100	100	飲料の販売
仙台コカ・コーラボトリング株式会社	100	100	飲料の販売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含む8社であり、非連結子会社は1社、持分法適用会社は3社であります。
2. 2016年1月1日付で当社の100%子会社であった仙台コカ・コーラボトリング株式会社を吸収合併いたしました。

③ その他

当社は、ザ コカ・コーラ カンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社との間で、関東、甲信越、中部および南東北地方の1都15県におけるコカ・コーラ等の製造、販売および商標使用等に関する契約を締結しております。この契約に基づき、当社はザ コカ・コーラ カンパニー、日本コカ・コーラ株式会社およびコカ・コーライーストジャパンプログツ株式会社との間で、委任許可契約を締結するとともにコカ・コーライーストジャパンプログツ株式会社に製造業務を委任しております。

また、さらなる競争力の強化および企業価値向上を目指すために、当社は、ザ コカ・コーラ カンパニー、日本コカ・コーラ株式会社およびヨーロッパアンリフレッシュメンツとの間で資本業務提携契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、清涼飲料の製造・販売を主な事業としており、さらにそれらに関連する販売機器の保守・修理、製品・商品の配送等の事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

本社 東京都港区

② 子会社の主要な事業所

コカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社 東京都港区
FVイーストジャパン株式会社 東京都港区
仙台コカ・コーラボトリング株式会社 宮城県仙台市

③ 子会社の主要な工場

コカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社 東京都東久留米市、神奈川県海老名市、さいたま市、埼玉県比企郡吉見町、茨城県土浦市、愛知県東海市、山梨県北杜市、宮城県刈田郡蔵王町

(9) 従業員の状況

① 企業集団

従業員数	前期末比増減
8,355名	958名増

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員2,892名は含まれておりません。
2. 執行役員は、従業員数に含まれております。
3. 従業員数が当連結会計年度において958名増加しておりますが、主として2015年4月1日付で仙台コカ・コーラボトリング株式会社と経営統合したことによるものであります。

② 当社

従業員数	前期末比増減
4,204名	2,092名増

- (注) 1. 執行役員は、従業員数に含まれております。
2. 従業員数が当事業年度において2,092名増加しておりますが、主として2015年1月1日付でコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社、三国コカ・コーラボトリング株式会社、東京コカ・コーラボトリング株式会社および利根コカ・コーラボトリング株式会社と合併したことによるものです。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,500 百万円
株式会社七十七銀行	1,248
株式会社日本政策投資銀行	1,185
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000
株式会社山形銀行	828
三井住友信託銀行株式会社	700

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 487,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 126,824,490株（自己株式855,654株を除く）
- (3) 株主数 32,685名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
E U R O P E A N R E F R E S H M E N T S	20,605,579 ^株	16.24 [%]
日 本 コ カ ・ コ ー ラ 株 式 会 社	16,669,354	13.14
株 式 会 社 千 秋 社	5,451,200	4.29
東 洋 製 罐 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	5,126,090	4.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,042,835	3.97
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	3,376,144	2.66
カ メ イ 株 式 会 社	3,373,548	2.66
株 式 会 社 引 高	2,668,548	2.10
T H E C O C A - C O L A E X P O R T C O R P O R A T I O N	2,250,500	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,983,800	1.56

- (注) 1. 表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（855,654株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2015年4月1日に仙台コカ・コーラボトリング株式会社との間で株式交換（交換比率1:2.563）を行ったため、発行済株式の総数が5,781,166株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

発行回数 (発行決議日)	区分 および 人数	新株予約権 の目的となる 株式の種類 および数	新株予約権 の数	新株予約権 の払込金額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社 第 4 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2012 年 3 月 28 日)	取締役 1 名	普通株式 5,100株	51個	1 個当たり 91,800円	1 株当たり 1 円	2012 年 5 月 10 日から 2032 年 5 月 9 日まで
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社 第 5 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2013 年 3 月 28 日)	取締役 2 名	普通株式 2,100株	21個	1 個当たり 156,600円	1 株当たり 1 円	2013 年 5 月 15 日から 2033 年 5 月 14 日まで
コカ・コーラ イースト ジャパン株式会社 第 1 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2014 年 3 月 31 日)	取締役 5 名	普通株式 25,900株	259個	1 個当たり 211,300円	1 株当たり 1 円	2014 年 4 月 17 日から 2034 年 4 月 16 日まで
コカ・コーラ イースト ジャパン株式会社 第 2 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2014 年 5 月 12 日)	取締役 1 名	普通株式 72,900株	729個	1 個当たり 229,200円	1 株当たり 1 円	2014 年 5 月 29 日から 2034 年 5 月 28 日まで
コカ・コーラ イースト ジャパン株式会社 第 3 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2015 年 3 月 30 日)	取締役 5 名	普通株式 27,500株	275個	1 個当たり 243,800円	1 株当たり 1 円	2015 年 4 月 17 日から 2035 年 4 月 16 日まで

(注) 当社社外取締役および監査役については、新株予約権を交付していません。

(2) 当事業年度において使用人等に交付した当社の新株予約権等

発行回数 (発行決議日)	区分 および 人数	新株予約権 の目的となる 株式の種類 および数	新株予約権 の数	新株予約権 の払込金額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
コカ・コーラ イースト ジャパン株式会社 第 3 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2015 年 3 月 30 日)	当社 使用人 13 名	普通株式 38,900株	389個	1 個当たり 243,800円	1 株当たり 1 円	2015 年 4 月 17 日から 2035 年 4 月 16 日まで

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	カリン・ドラガン	コカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社 代表取締役社長 FVイーストジャパン株式会社 代表取締役社長 仙台コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長
代表取締役 副社長執行役員	マイケル・クームス	財務本部長
取締役 常務執行役員	赤 地 文 夫	営業本部広域法人営業統括部長
取締 役員 執行 役員	川 本 成 彦	財務本部コーポレートアドミニストレーション部長
取締 役員 常務執行役員	尾 関 春 子	法務本部長
取締 役員	イリアル・フィナン	ザ コカ・コーラ カンパニー 上級副社長 (ボトリング投資グループ社長)
取締 役員	ダニエル・セイヤー	ザ コカ・コーラ カンパニー 西ヨーロッパビジネスユニットプレジデント
取締 役員	稲 垣 晴 彦	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長
取締 役員	高 梨 圭 二	
取締 役員	吉 岡 浩	
常勤監査役	永 淵 富 三	
常勤監査役	杉 田 豊	
監 査 役	野 崎 貞 夫	キックマン株式会社 顧問
監 査 役	近 藤 原 臣	日本コカ・コーラ株式会社 バイスプレジデント社長室長

- (注) 1. 取締役のうち、イリアル・フィナン、ダニエル・セイヤー、稲垣晴彦および吉岡 浩の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 永淵富三氏および監査役 野崎貞夫および近藤原臣の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 稲垣晴彦、吉岡 浩の両氏および常勤監査役 永淵富三氏、監査役 野崎貞夫氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役 杉田 豊氏は、当社において経理関連業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当期中の取締役および監査役の異動

- (1) 2015年3月30日開催の2014年度定時株主総会において、新たに尾関春子氏が取締役、近藤原臣氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 2015年3月30日開催の2014年度定時株主総会終結の時をもって、伊藤正樹氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- (3) 2015年3月30日開催の2014年度定時株主総会終結の時をもって、小田原加奈氏は辞任により監査役を退任いたしました。
- (4) 2015年6月30日をもって、取締役（副社長執行役員 営業本部長）ダン・ニスター氏は辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額（退任者含む）

取締役 12名 526百万円（うち社外取締役 4名 40百万円）
 監査役 5名 58百万円（うち社外監査役 4名 35百万円）

(注) 取締役の報酬等の額には、取締役7名（社外取締役を除く）に付与したストックオプションとしての新株予約権122百万円および取締役5名（社外取締役を除く）に対する当事業年度に係る役員賞与37百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
取 締 役	イリアル・フィナン	ザ コカ・コーラ カンパニー 上級副社長（ボトリング投資グループ社長）
取 締 役	ダニエル・セイヤー	ザ コカ・コーラ カンパニー 西ヨーロッパビジネスユニットプレジデント
取 締 役	稲 垣 晴 彦	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長
取 締 役	吉 岡 浩	
常勤監査役	永 淵 富 三	
監 査 役	野 崎 貞 夫	キックマン株式会社 顧問
監 査 役	近 藤 原 臣	日本コカ・コーラ株式会社 バイスプレジデント社長室長

(注) 社外役員の重要な兼職先との取引関係は、以下のとおりであります。

1. 当社とザ コカ・コーラ カンパニーとの間では、コカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結するとともに、資本業務提携契約を締結しております。
2. 当社と日本コカ・コーラ株式会社との間には、コカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結するとともに、資本業務提携契約を締結しております。
3. 当社と北陸コカ・コーラボトリング株式会社との間には、商品購入等の取引関係があります。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取 締 役	イリアル・フィナン	7回中7回	－	実践的かつグローバルな観点から、当社の経営上有用な意見等を行っております。
取 締 役	ダニエル・セイヤー	7回中7回	－	日本でのビジネス経験を生かして、当社の経営上有用な意見等を行っております。
取 締 役	稲 垣 晴 彦	7回中7回	－	実践的視点から、当社の経営上有用な意見等を行っております。
取 締 役	吉 岡 浩	7回中7回	－	専門的かつ客観的観点から、当社の経営上有用な意見等を行っております。
常勤監査役	永 淵 富 三	7回中7回	12回中12回	中立かつ客観的観点から意見等を行っております。
監 査 役	野 崎 貞 夫	7回中7回	12回中12回	中立かつ客観的観点から意見等を行っております。
監 査 役	近 藤 原 臣	6回中6回	10回中10回	中立かつ客観的観点から意見等を行っております。

(注) 社外監査役 近藤原臣氏につきましては、2015年3月30日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	78
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の前事業年度における監査実績の評価結果に基づき、当事業年度の監査計画の内容、監査時間、報酬見積りの算出根拠の適切性及び妥当性等を精査し検討の上、会計監査人の報酬額について同意の判断を行っております。
2. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

また、監査役会は、会計監査人が独立性・専門性を有し、適切かつ妥当な監査活動を実施しているか等、会計監査人の適正性を総合的に検証した結果、当社監査業務に重大な支障が生じる懸念があると認められ、会計監査人の変更が相当と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案内容を決定し、これを株主総会に提出致します。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

2016年1月1日から2016年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止及び業務改善命令

③ 処分理由

- ・公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した
- ・監査法人の運営が著しく不当

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの基本方針」を決議しております。なお、2015年5月12日開催の取締役会において内容を一部改定しております。改定後の基本方針は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、社会規範に沿った行動を行うよう「事業運営規範」を定めるとともに、定期的に倫理・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の強化、違反の発生防止等を図る。
- 2) コンプライアンス違反についての内部通報体制として、所属長への報告経路とは別に報告・相談窓口を設ける。
- 3) 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にし、取締役会の監督機能を強化するために、業務を執行しない社外取締役を置く。
- 4) 監査部門を設置し、業務活動が法令、定款及び社内諸規程等に準拠して、適正かつ効果的に行われているか監査する。
- 5) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を取り、違法な要求には警察との連携を図りながら対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については文書又は電磁的媒体に記録するとともに、法定文書と同様に「文書取扱規程」及び「情報セキュリティポリシー」に基づき、適切に保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から、重要事項についてはガバナンス委員会への諮問の後、取締役会に報告する。
- 2) 「リスクマネジメント規程」を定め、リスクマネジメントを行う。リスクマネジメント体制として、リスク発生時には社長を委員長とする全社危機管理委員会等を緊急招集し、迅速に対応を行う。
また、品質管理の重要性の理解を深めるため、品質管理活動を実施し、品質管理の強化を図る。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で決定した毎年の経営方針・目標について、取締役会において定期的に進捗状況を確認する。取締役会の決議を要しない重要事項については、各本部長に権限を委譲し、迅速な意思決定と機動的な業務執行を図る。また、取締役の任期を1年とし、単年度での経営責任を明確化することで、取締役会の機能強化を図る。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、CCEJグループ共通の事業運営規範及び決裁権限等の整備を通じて経営の一体化を確保し、子会社での業務執行状況を監督・管理する。

- ⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制
 財務諸表の適正な開示のために、CFO（チーフ・ファイナンシャル・オフィサー）を設置し、関連規程の整備等社内体制の充実を図るとともに、その整備・運用状況を定期的に評価・報告する仕組みを構築する。
- ⑦ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の指揮・命令下に監査役補助人を置く。
 - 2) 監査役補助人の人事異動・評価等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。また、監査役からの指示に関して、取締役等からの指揮命令を受けない。
 - 3) 監査役会から、その職務の執行にあたり監査役補助人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、その指示に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、ならびに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定事項に加え、重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反の発生のおそれのある場合は、遅滞なく報告するとともに、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - 2) 当社及び当社子会社は、監査役への報告を行った役員及び使用人に対し、不利な取扱いを行うことを禁じる。
- ⑨ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査役の職務執行上発生する必要な費用等は、毎年一定額を予算化する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換会を開催する。
 - 2) 取締役は監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れるよう、環境を整備する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。
- ① コンプライアンスに係る取り組み
 当社は、従業員が適切な行動をとるための指針として事業運営規範を定め、当社グループ全体で啓発教育活動を推進しており、当期においては事業運営規範の理解促進を図るため全従業員を対象にeラーニングによる教育を実施しております。また、倫理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、啓発教育活動の施策決定、再発防止策の検討策定など諸活動を推進しており、当期においては4回開催しております。また、所属長を対象に、独占禁止法や贈収賄防止に係わる専門研修を実施し、グループ全体のレベル

アップを図っております。なお、企業活動の中で各種法令や事業運営規範等に抵触するような事項及び判断が困難な事項等に早期に対処できるように、専用メールや電話により直接相談を受け付ける「倫理・コンプライアンス相談窓口」を、社内及び社外の弁護士事務所を設置するなど体制を整えています。

② 内部監査の実施について

内部監査部門として、内部監査部を設置し、年間計画に基づき、当社および当社子会社の業務活動が、法令・社内規程等を遵守して適正に行われているかを監査するとともに、社内組織へ助言・勧告を行っております。

内部監査部は、代表取締役、監査役と毎月会合を行うことで監査機能の向上を図り、また、新たに内部統制・業務改善委員会を発足させ、当社及び子会社等組織横断的な問題により迅速に対処できる体制の整備に努めております。

③ 財務報告に係る内部統制について

担当役員のもと、金融商品取引法における内部統制に対応する財務報告の各体制は整備されており、その業務プロセスの適正な実施等は、内部監査部がレビューしており、適正に運営されております。

④ リスクマネジメント体制について

全社的なリスクマネジメントの核として、1. リスクの事前予防のため、潜在的なリスクの発現可能性を低減させる「エンタープライズリスクマネジメント（ERM）」、2. リスクが発生した後の迅速な対応を実行するため、顕在化したリスクの影響を低減させる「インシデント・マネジメント&クライシス・レゾリューション（IMCR）」、3. 災害又は事故発生を想定して、従業員の健康・安全及び会社の資産・財産の保護を目的とした「エマージェンシー・プランニング（EP）」、4. 重要な事業の中断・阻害に対応し、予め定められたレベルに回復・復旧するように導く「事業継続計画（BCP）」の仕組みを構築・運用しています。

⑤ 監査役の監査体制

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名（うち常勤監査役2名）で構成されています。監査役会は12回開催し、監査に関する重要事項などについて情報交換を行い、協議・決議を行っています。また、監査役は取締役会、倫理・コンプライアンス委員会、内部統制・業務改善委員会その他重要な会議に出席するほか、内部監査部、会計監査人と定期的に意見交換を行い連携強化に努めるとともに、代表取締役等との定期的な会合により、経営課題、コンプライアンス、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

連結貸借対照表

(2015年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	127,343	流動負債	82,668
現金及び預金	21,578	買掛金	29,149
受取手形及び売掛金	44,565	短期借入金	5,160
有価証券	301	1年内返済予定の長期借入金	1,234
商品及び製品	34,359	リース債務	3,401
原材料及び貯蔵品	3,377	未払金及び未払費用	34,986
繰延税金資産	2,241	未払法人税等	1,100
短期貸付金	821	未払消費税等	1,784
未収入金	13,184	賞与引当金	1,364
その他の他金	6,980	役員賞与引当金	37
貸倒引当金	△67	その他の他	4,449
固定資産	244,428	固定負債	58,156
有形固定資産	210,318	社債	30,000
建物及び構築物	45,861	長期借入金	2,520
機械装置及び運搬具	37,652	リース債務	4,493
販売機器	66,112	繰延税金負債	0
工具、器具及び備品	1,772	環境対策引当金	335
土地	50,883	契約損失引当金	1,392
リース資産	7,691	退職給付に係る負債	17,597
建設仮勘定	345	その他の他	1,816
無形固定資産	8,361	負債合計	140,825
ソフトウェア	7,591	(純資産の部)	
その他の他	769	株主資本	231,089
投資その他の資産	25,748	資本金	6,499
投資有価証券	9,720	資本剰余金	157,313
関係会社株式	323	利益剰余金	68,454
長期貸付金	1,971	自己株式	△1,178
繰延税金資産	4,732	その他の包括利益累計額	△564
その他の他	9,225	その他有価証券評価差額金	2,151
貸倒引当金	△225	繰延ヘッジ損益	△463
資産合計	371,771	退職給付に係る調整累計額	△2,251
		新株予約権	420
		純資産合計	230,945
		負債及び純資産合計	371,771

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2015年1月1日から
2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	563,162
売上総利益	302,087
販売費及び一般管理費	261,075
営業利益	250,284
受取利息	10,791
受取配当	96
受取投資	147
受取売却	388
受取売却	134
受取売却	282
受取売却	1
受取売却	318
営業外費用	1,368
営業外費用	446
営業外費用	864
営業外費用	111
営業外費用	324
経常利益	1,748
特別利益	10,411
事業譲渡	247
事業譲渡	84
事業譲渡	79
事業譲渡	8
事業譲渡	725
事業譲渡	30
事業譲渡	1,175
特別損失	160
特別損失	1,130
特別損失	467
特別損失	1,020
特別損失	235
特別損失	8
特別損失	39
特別損失	237
特別損失	3,300
税金等調整前当期純利益	8,286
法人税、住民税等調整前当期純利益	1,956
法人税、住民税等調整前当期純利益	975
法人税、住民税等調整前当期純利益	2,932
法人税、住民税等調整前当期純利益	5,354
法人税、住民税等調整前当期純利益	5,354

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2015年1月1日から
2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2015年1月1日残高	6,499	143,134	66,837	△1,170	215,301
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	917	-	917
会計方針の変更を反映した2015年1月1日残高	6,499	143,134	67,755	△1,170	216,218
連結会計年度中の変動額					
株式交換による増加	-	14,175	-	-	14,175
剰余金の配当	-	-	△3,965	-	△3,965
当期純利益	-	-	5,354	-	5,354
自己株式の取得	-	-	-	△14	△14
自己株式の処分	-	3	-	7	11
連結子会社による非連結子会社の合併に伴う増減	-	-	△689	-	△689
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	△0	-	△0
連結会計年度中の変動額合計	-	14,179	699	△7	14,871
2015年12月31日残高	6,499	157,313	68,454	△1,178	231,089

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2015年1月1日残高	1,644	302	△3,717	△1,770	223	213,754
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	917
会計方針の変更を反映した2015年1月1日残高	1,644	302	△3,717	△1,770	223	214,672
連結会計年度中の変動額						
株式交換による増加	—	—	—	—	—	14,175
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△3,965
当期純利益	—	—	—	—	—	5,354
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△14
自己株式の処分	—	—	—	—	—	11
連結子会社による非連結子会社の合併に伴う増減	—	—	—	—	—	△689
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	507	△766	1,465	1,206	196	1,402
連結会計年度中の変動額合計	507	△766	1,465	1,206	196	16,273
2015年12月31日残高	2,151	△463	△2,251	△564	420	230,945

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2015年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	147,617	流動負債	70,670
現金及び預金	16,151	買掛金	31,688
受取手形	5	短期借入金	5,000
売掛金	35,189	未払金	226
有価証券	301	未払費用	25,542
商品及び製品	19,278	預り金	1,056
貯蔵品	264	賞与引当金	5,327
前払費用	4,481	役員賞与引当金	853
繰延税金資産	858	契約損失引当金	37
関係会社短期貸付金	57,596	資産除去債	784
未収入金	11,908	その他	19
その他の引当金	1,640	固定負債	42,068
貸倒引当金	△59	社債	30,000
固定資産	192,270	長期預り債	190
有形固定資産	139,649	繰延税金負債	624
建物	26,825	退職給付引当金	637
構築物	2,418	環境対策引当金	8,251
機械及び装置	2,467	契約損失引当金	313
車両運搬具	1,354	資産除去債	824
工具、器具及び備品	823	その他	629
販売機	54,872	の	595
土地	50,362	負債合計	112,739
リース資産	414	(純資産の部)	
建設仮勘定	111	株主資本	224,576
無形固定資産	7,260	資本金	6,499
ソフトウェア	7,134	資本剰余金	210,406
その他	125	資本準備金	195,853
投資その他の資産	45,360	その他の資本剰余金	14,553
投資有価証券	9,316	利益剰余金	8,848
関係会社株式	26,250	その他の利益剰余金	8,848
関係会社長期貸付金	1,676	別途積立	200
長期前払費用	3,889	繰越利益剰余金	8,648
その他の他	4,443	自己株式	△1,178
貸倒引当金	△215	評価・換算差額等	2,151
資産合計	339,887	その他有価証券評価差額金	2,151
		新株予約権	420
		純資産合計	227,148
		負債及び純資産合計	339,887

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2015年1月1日から
2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		452,182
売上原価		267,084
売上総利益		185,097
販売費及び一般管理費		185,099
営業外損失		△1
営業外収益		
受取利息	326	
受取配当金	1,406	
受取賃貸料	885	
その他	152	2,770
営業外費用		
支払利息	84	
固定資産売却損	764	
貸付の費用	171	
その他	152	1,172
経常利益		1,595
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	367	
抱合株式の消滅差益	5,782	
その他	102	6,260
特別損失		
システム障害対応費用	160	
固定資産売却損	374	
事業体制再構築費用	343	
減損損失	8	
経営統合関連費用	38	
その他	70	996
税引前当期純利益		6,860
法人税、住民税及び事業税	437	
法人税等調整額	323	760
当期純利益		6,099

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2015年1月1日から
2015年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
				そ の 他 利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
2015年1月1日残高	6,499	181,677	14,972	281	200	5,325
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	1
会計方針の変更を反映した2015年1月1日残高	6,499	181,677	14,972	281	200	5,327
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△3,965
当期純利益	-	-	-	-	-	6,099
固定資産圧縮積立金取崩	-	-	-	△281	-	281
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	3	-	-	-
合併による増加	-	-	-	-	-	905
株式交換による増加	-	14,175	-	-	-	-
会社分割による減少	-	-	△423	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	14,175	△419	△281	-	3,320
2015年12月31日残高	6,499	195,853	14,553	-	200	8,648

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2015年1月1日残高	△1,170	207,787	—	—	223	208,011
会計方針の変更による累積的影響額	—	1	—	—	—	1
会計方針の変更を反映した2015年1月1日残高	△1,170	207,788	—	—	223	208,012
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△3,965	—	—	—	△3,965
当期純利益	—	6,099	—	—	—	6,099
固定資産圧縮積立金取崩	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	△14	△14	—	—	—	△14
自己株式の処分	7	11	—	—	—	11
合併による増加	—	905	—	—	—	905
株式交換による増加	—	14,175	—	—	—	14,175
会社分割による減少	—	△423	—	—	—	△423
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	2,151	2,151	196	2,347
事業年度中の変動額合計	△7	16,787	2,151	2,151	196	19,135
2015年12月31日残高	△1,178	224,576	2,151	2,151	420	227,148

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年2月10日

コカ・コーライーストジャパン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 谷 喜 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打 越 隆 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 崎 一 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コカ・コーライーストジャパン株式会社の2015年1月1日から2015年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コカ・コーライーストジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年2月10日

コカ・コーライーストジャパン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 谷 喜 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打 越 隆 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 崎 一 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コカ・コーライーストジャパン株式会社の2015年1月1日から2015年12月31日までの2015年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、2015年6月15日及び2015年11月6日の取締役会決議に基づき、会社は2016年1月1日付で、会社の100%子会社である仙台コカ・コーラボトリング株式会社を吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年1月1日から2015年12月31日までの2015年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法ならびにその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況ならびに結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務ならびに財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等との意思疎通ならびに情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその本社および主要な事業所を訪問し、質問等を行いました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）および計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）ならびにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2016年2月12日

コカ・コーライーストジャパン株式会社 監査役会

常勤監査役 永 淵 富 三 ㊟

常勤監査役 杉 田 豊 ㊟

監 査 役 野 崎 貞 夫 ㊟

監 査 役 近 藤 原 臣 ㊟

(注) 常勤監査役永淵富三、監査役野崎貞夫および監査役近藤原臣は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

